

(計量法施行令の一部改正)
第六条 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号中「横須賀市」を削る。

内閣総理大臣 森 喜朗

厚生大臣 津島 雄二

通商産業大臣 平沼 起夫

自治大臣 西田 司

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年十月十二日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第四百四十八号

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

内閣は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第一百一十一号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第一条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第九条の四中「第二十二条、第二十三条规定若しくは」を「第二十五条の二第三号に規定する保育の実施等又は法」に改め、「又は法第二十一条第一項本文の保育の実施」を削り、「措置若しくは保育の実施」を「保育の実施等若しくは措置」に改める。

(身体障害者福祉法施行令の一部改正)

第二条 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十条の二に次の二号を加える。

三 身体障害者授産施設(通所のみにより利用されるものに限る。)であつて、常時利用する者が二十人未満であるもの

三 身体障害者授産施設(通所のみにより利

用されるものに限る。)であつて、常時利用する者が二十人未満であるもの

第三条 身体障害者福祉法施行令の一部を次のように改正する。

第十条の二中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 盲導犬訓練施設

(社会福祉法施行令の一部改正)

第四条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第三条から第十一

条までを一条ずつ繰り下げ、第二条第一項中「第十二条」を「第十二条」に、「第七条第一項」を

第八条第一項に改め、同条を第三条とする。

第一条中「社会福祉法(以下「法」という。)」を「法」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の二条を加える。

(被共済職員期間を合算する場合の退職理由)

第四条を第六条とし、第三条を第四条とし、

同条の次に次の二条を加える。

(被共済職員期間を合算する場合の退職理由)

第四条を第六条とし、第三条を第四条とし、

同条の次に次の二条を加える。

(被共済職員期間を合算する場合の退職理由)

第四条を第六条とし、第三条を第四条とし、

同条の次に次の二条を加える。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の退職理由)

第四条を第六条とし、第三条を第四条とし、

石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年十月十二日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第四百四十九号

石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）第一条第二項第三号及び第五号並びに第三項第十号の規定に基づき、この政令を制定する。石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令（昭和四十二年政令第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 産炭地域振興臨時措置法附則第四項の規定に基づく地方債に係る利子補給金を支給する業務を行うために地域振興整備公団が設置する基金に充てるための交付金の交付

第一条第二項第三号の次に次の一号を加える。三の二 産炭地域における新たな産業を創出する事業の円滑な実施を図るために設置される基金に対して道県が行う拠出に要する費用の補助

第一条第二項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 前号に規定する利子の支払に充てたるための交付金の交付

第一条第六項第四号中「及び当該事業に関する知識の普及」を削る。
第一条第八項第八号中「エネルギーの使用の合理化に資する」を「石油代替エネルギーを利用する設備の設置、エネルギーの使用の合理化に資する」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。
この政令を改正する政令をここに公布する。

中小漁業融資保証法施行令の一部を改正する政令を削る。

御名 御璽

平成十二年十月十二日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年十月十二日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第四百五十号

資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第一百号）第四条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令（昭和六十二年政令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「〇・三〇パーセント」を「〇・四五パーセント」に改め、同条第二号中「〇・四〇パーセント」を「〇・五〇パーセント」に改め、同条第三号中「〇・七〇パーセント」を「〇・八〇パーセント」に改め、同条第四号中「一・一五パーセント」を「一・二〇パーセント」に改め、同条第五号中「一・五〇パーセント」を「一・六〇パーセント」に改め、同条第六号中「二・〇〇パーセント」を「二・一〇パーセント」に改める。

二 公害防止資金及び災害資金に係る保険関係

三 緊急融資資金（法第七十七条に規定する資金をいう。以下同じ）にあって次号に規定する資金以外のものに係る保険関係

四 者等がその債務の整理を行ふのに必要な資金としして農林水産大臣及び大蔵大臣が指定するものに係る保険関係

五 前号に規定する資金以外の資金に係る保険関係

政令第四百五十一号

中小漁業融資保証法施行令の一部を改正する政令を制定する。

内閣は、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第七十条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の表以外の部分中「保険期間」を「中小漁業者等」に改め、同条の表を次のように改める。

内閣総理大臣 森 喜朗

年〇・二五パーセント

年〇・三四パーセント

年〇・二二パーセント

年〇・二一パーセント

年〇・一九パーセント

年〇・一八パーセント

年〇・一七パーセント

年〇・一六パーセント

年〇・一五パーセント

年〇・一四パーセント

年〇・一三パーセント

年〇・一二パーセント

年〇・一一パーセント

年〇・一〇パーセント

附則

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお從前の例による。

内閣総理大臣 宮澤 喜一
大蔵大臣 森 喜朗

備考 この表において「金融公庫資金」とは、漁業協同組合又は水産加工業協同組合が、農林漁業金融公庫から農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項第五号の二から第五号の四まで、第七号若しくは第八号に掲げる資金若しくは水産加工業施設改良資金金融臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第一項に規定する資金の貸付けを受け、又は沖縄振興開発金融公庫から沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第一号ヨからツまで若しくは第十六号に掲げる資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者等に対し貸し付ける資金をいう。